

脳ドック・簡易人間ドック

【問い合わせ】 保険年金課
☎22-9659 FAX 26-0151

伊賀市国民健康保険被保険者の皆さんを対象に脳ドックと簡易人間ドックを実施します

【申込方法】

はがきに「脳ドック受診希望」または「簡易人間ドック受診希望」と明記し、住所・氏名(ふりがな)・生年月日・電話番号を記入の上、お申し込みください。はがき1枚で1人の申し込みとします。

※申し込み多数の場合は、抽選により受診者を決定し、後日通知します。

【申込期限】 5月8日(金) 消印有効

○いずれの健診も国民健康保険税を滞納している世帯の人は受診できません。

○「脳ドック」と「簡易人間ドック」の重複応募はできません。

○「脳ドック」は、平成25・26年度に受診した人は応募できません。

※簡易人間ドックを受診する人には、特定健診の通知は送付しません。

	脳ドック	簡易人間ドック
受診資格	伊賀市国民健康保険の加入者で、昭和15年6月2日から昭和50年6月1日までに生まれた人	伊賀市国民健康保険の加入者で、昭和15年6月2日から昭和60年6月1日までに生まれた人
定員	380人(申し込み多数の場合は抽選)	600人(申し込み多数の場合は抽選)
実施期間	6月1日(月)～平成28年3月31日(休)	6月1日(月)～11月30日(月)
検査内容	身体測定・血圧測定・血液検査・心電図・画像診断(MRI・MRA)など	身体測定・胸部聴打診・血圧測定・血液検査・尿検査・検便・肝機能検査・腎機能検査・脂質検査・血糖・尿酸・心電図・胸部・胃レントゲン検査など
検査場所	岡波総合病院(健康管理センター) 上野総合市民病院(伊賀市健診センター)	市内指定医療機関
自己負担金	9,000円 (検査費用36,100円のうち、27,100円を補助します。)	8,500円 (検査費用35,100円のうち、26,600円を補助します。)

※脳ドックのMRI・MRA検査では、脳腫瘍や過去の脳梗塞・脳出血の痕跡がないか、脳の奇形がないか、脳卒中の原因となる血管病変がないかをチェックします。

※簡易人間ドック受診の男性は、希望により前立腺がん検査を受診できます。(追加自己負担額500円)

【申込先】 〒518-8501 伊賀市上野丸之内116番地 伊賀市健康福祉部保険年金課

ご協力を
お願いします

伊賀北部地区(上野・伊賀・島ヶ原・阿山・大山田)の皆さんへ

市指定ごみ袋(白色半透明)のセット販売

【問い合わせ】 廃棄物対策課

☎20-1050 FAX 20-2575



昨年10月の指定ごみ袋制度改定に伴い、在庫となった旧指定ごみ袋(白色半透明)を解消するため、旧指定ごみ袋と差額シールをセットにした商品を販売します。

市民の皆さんには、ごみ排出の際に差額シールを貼る手間などのご不便やご

迷惑をおかけしますが、ご理解いただきセット商品購入のご協力をお願いします。なお、セット商品販売店では新ごみ袋(黄色半透明)の販売を一時休止します。※販売店は、広報いが市4月1日号をご覧ください。

【販売開始予定日】 4月27日(月)

市政を動かすのは
あなたが納める
税金です

市税は

納期限内に納めまじょう

納税は、日本国憲法に定められた国民の三大義務（教育、勤労、納税）の一つです。市税を納期限までに納めず滞納したままにしておくことは、納期限内に納税している大部分の納税義務者との公平性を欠くこととなります。また、滞納は市の財政を圧迫し、福祉・教育・生活環境などの住民サービスに支障をきたすこととなります。市では財源の確保と市民の税負担の公平性を確保するため、市税を滞納している人に対して厳しい姿勢で滞納解消に努めています。

市税の滞納状況

平成25年度に課税された一般市税（国民健康保険税を除く）の収納額は約141億8,207万円で、収納率は約98.4%です。これに過去の滞納分を合わせると収納率は約91.94%となります。一見91.94%は高い数値に見えますが、残りの8.06%の滞納があることは見落とすことはできません。また平成25年度に課税された一般市税で平成26年度に繰り越された滞納額は約2億3,000万円になります。これは平成27年度の市の防災費の当初予算の約3.3倍に相当します。適正な納税があれば多くの公共サービスをを行うことができるのです。

滞納すると負担が増えます

市税にはそれぞれ納期限がありその納期限を過ぎても納付がないときは滞納となります。滞納となった場合は市から督促状を発送し督促手数料（80円）が加算されます。さらに滞納期間に応じて年9.1%の延滞金が加算される負担が重くのしかかります。また、滞納処分を実施するため滞納者の財産などを調査することになります。

滞納処分を行います

地方税法では、滞納者の財産を差し押さえないければならないと定められています。

市では督促や催告に応じず滞納を続ける人には、滞納の額や期間にかかわらず早い段階から積極的に滞納処分を行っています。

滞納処分とは滞納者の財産を調査した後、換価価値のある財産を差し押さえて、その財産を処分し（財産が債権ではなく、動産や不動産の場合は、公売で売却し金銭に換えてから）、滞納市税を解消することです。この処分は本人の意思は関係なく強制的に行われるので、思わぬ財産を失うこともあります。

また、市税の滞納による負担は滞納者だけにかかるものではありません。これらの滞納整理にかかる経費も市税でまかなわれていることから、すべての納税者が滞納整理費を負担することになります。

◆滞納処分の流れ

税法には、「税金を納期限までに納めていただいた納税者との公平性を保つため、滞納している人の財産（預貯金・給与などの債権、動産、不動産、自動車など）を差し押さえなければならぬ」と、定められています。

督促

納期限までに納付されない場合には督促状を発送します。（督促手数料…1通80円）

催告

催告状などを発送し、納付を促します。（催告状を出さない場合もあります。）

財産調査

金融機関・勤務先などに対し、債権（預貯金・給与など）の照会を行います。

差し押さえ

債権（預貯金・給与など）、証券・出資金、動産、自動車、不動産などを差し押さえます。（建物内を搜索する場合もあります。）



換価・充当

債権は現金にして、動産・自動車・不動産などは公売し、売却代金をそれぞれ市税に充当します。

不必要な出費を減らすためにも、市税を納期内に納付するよう心がけてください。

納期内に自主納付を

納税は納期内に自主的に納付することが原則です。市では、自主的な納税を推進するため、口座振替の推奨やコンビニエンスストアでの納税、夜間窓口の開設をしています。平日の昼間に納付することが困難な人はご利用ください。

納め忘れのない 口座振替をご利用ください

口座振替で納税すると、納期ごとに市役所窓口や金融機関に向く必要が

差し押さえと公売実施状況(3月25日現在)

	収納金額 (差し押さえ件数)	売却金額 (公売回数)
平成22年度	483,602,881円 (1,657件)	24,315,501円 (2回)
平成23年度	154,741,451円 (1,306件)	1,305,635円 (3回)
平成24年度	136,119,533円 (1,404件)	2,134,907円 (7回)
平成25年度	108,445,081円 (963件)	21,870,493円 (8回)
平成26年度	145,301,326円 (1,116件)	9,864,350円 (12回)

さまざまな納付方法

種類	内容
コンビニエンスストアでの納付	【対象店舗】 エブリワン、MMK 設置店、くらしハウス、ココストア、コミュニティ・ストア、サークルK、サンクス、スーパー北海道、スリーエイト、スリーエフ、生活彩家、セイコーマート、セーブオン、セブン-イレブン、タイエー、デイリーヤマザキ、ハセガワストア、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストアー、ニューヤマザキデイリーストアー、ローソン(50音順) ※納期限を過ぎると、納付できなくなります。
夜間窓口	【とき】 毎週木曜日(祝日・年末年始を除く。) 午後7時30分まで 【ところ】 収税課(本庁のみ)
口座振替による納付 ※申し込みにより、指定する金融機関の口座から振替納付ができます。	【取扱金融機関】 百五銀行、三重銀行、第三銀行、中京銀行、滋賀銀行、南都銀行、三菱東京UFJ銀行、北伊勢上野信用金庫、伊賀北部農業協同組合、伊賀南部農業協同組合、東海労働金庫、ゆうちょ銀行・郵便局 以上の本店・各支店 【振替日】 各納期限日

ありません。一度手続きをすれば翌年度以降も自動的に継続されます。

も、登録した口座の情報は残ります。口座振替をやめる場合は、金融機関で解約の手続きをしてください。

【申込方法】 預金通帳、通帳の届出印鑑を用意して金融機関へお申し込みください。

【納税に困ったらまず相談】 病气や事業の廃止など、やむを得ない事情により、納期内での納付が困難な人は、そのまま放置せずに電話や窓口で早めに相談してください。

※申込書は、市内の金融機関・収税課・各支所住民福祉課の窓口にあります。

事情により、分割納付や一定期間の納税の猶予などの適用を受けられる場合もあります。

※申し込みから口座振替開始まで、約一カ月必要です。

納税相談は市の開庁時間内に収税課で随時受け付けています。

【口座振替日】 各税の納期限日

また、夜間窓口を毎週木曜日の午後7時30分まで開設していますのでご利用ください。(本庁のみ・市の休日を除く。)

※口座残高が不足している場合、振り替えはできません。

一度振り替えることができなかった市税は再度振り替えることはできません。

【口座振替をやめる場合】 転出したときや死亡したときなど

さらに、法律専門家による定期相談も実施していますので、ぜひご利用ください。

多重債務を

かかえてしまったら…

税金を滞納していて、消費者金融などから長期間にわたって借り入れがあり、多重債務で悩んでいる人は、納税相談実施時に、お伝えください。

過払い金が発生していれば、消費者金融から払いすぎたお金を返してもらえる場合があります。

また、市民生活課で、債務問題などでお困りの人を対象とした相談を随時受け付けています。

さらに、法律専門家による定期相談も実施していますので、ぜひご利用ください。



消費者相談専用ダイヤル

☎ 22・9626

※午前9時～午後4時

※サラ金・クレジット問題相談

月1回 ※予約制

問い合わせ

市民生活課

☎ 22・9638

問い合わせ 収税課

☎ 22・9612 FAX 22・9618

◆ 4月1日からの診療表です

上野総合市民病院の外来診療表

【問い合わせ】 上野総合市民病院医療事務課
☎ 24-1111 FAX 24-1565

【受付時間】 午前8時30分～11時30分

※受付時間が異なる場合は、() 内に記載

※脳神経外科、神経内科、心臓血管外来 (完全予約制) 医

師は紹介状が必要です。

※臨時に休診になる場合、診療表を変更する場合がありますので、事前に電話でご確認ください。

診療科		月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
内科	総合診療外来	橋本 浩	三木 誓雄 (8:30～16:30) 多田 博胤 (13:00～16:30)	田中 基幹	三木 誓雄 (寝たきり予防外来)	三木 誓雄 (8:30～16:30) 田中 基幹
	一般内科外来		浜島 信之		菱田 朝陽 (13:00～15:00)	
	消化器・肝臓内科	足立 幸彦 八尾 隆治	光山 俊行	谷村雄志・松本泰司・ 津久田輸 (交代制) / 斉藤 康晴	足立 幸彦(肝臓) (13:00～16:00 第4週のみ14:30まで) 斉藤 康晴 八尾 隆治	光山 俊行
	炎症性腸疾患外来 (第2月曜日)	安藤 朗				
	ピロリ除菌外来 *予約制 予防接種外来 *予約制				菱田 朝陽 (15:00～17:00)	
	腫瘍内科	田中 基幹		田中 基幹	井上 靖浩 田中 光司 (13:00～15:00)	田中 基幹
	循環器内科	宮田 和明 (9:15～11:30)	八木 典章 (9:00～11:30)	宮田 和明 (9:15～11:30)	松本 祐一 (9:00～11:30)	山本 孝 (9:30～11:30)
	不整脈専門外来 (最終月曜日)	堀江 稔 (13:30～15:30)				
	ペースメーカー外来 (第3木曜日) *予約制				宮田 和明 (13:00～15:00)	
	心臓血管外来			坂倉 玲欧 (10:00～12:00) 矢田 公◎ (13:00～15:00) *完全予約制	新保 秀人◎ (15:00～16:30) *完全予約制	
	腎臓内科/呼吸器内科		清水 浩一(腎臓) (13:00～15:30)		五十嵐 知之(呼吸器)	
	神経内科 *予約制 もの忘れ外来 *予約制			朝日 理 (神経内科)	多田 博胤(もの忘れ) (13:00～15:30)	赤津 裕康(もの忘れ)◎ (14:00～16:00)
	ペインクリニック内科 (第1・3火曜日)		横地 歩 (15:00～16:30)			
小児科		橋本 浩	橋本 浩	橋本 浩	橋本 浩	
小児外科 (第4火曜日)		内田 恵一 (13:00～16:00)				
外科	外科	初診	浦田 久志		濱口 哲也	寺邊 政宏
		再診	寺邊 政宏 濱口 哲也		森本 雄貴	浦田 久志 西川 隆太郎
	肝胆膵疾患外来	櫻井 洋至 (9:30～11:30)			千賀 雅之	
	大腸肛門病センター	森本 雄貴	三木 誓雄			三木 誓雄
	緩和ケア外来 *完全予約制		寺邊 政宏 (15:00～17:00)			
ヘルニア外来 (鼠径)				濱口 哲也 (13:00～15:00)		
脳神経外科 *予約制		中塚 慶徳 (10:00～13:00)				
整形外科	I 診	佐藤 昌良	佐藤 昌良	宮本 憲 (15:00～16:30)		山口 敏郎
	II 診	山口 敏郎	山口 敏郎			宮本 憲
泌尿器科		田中 基幹		神田 英輝		田中 基幹
婦人科 (第2・4 水曜日のみ2診)	I 診			和田 俊一		
	II 診	和田 俊一	和田 俊一	田畑 務 (9:30～11:30)	和田 俊一	和田 俊一

◎印の医師は不定期ですので、事前にご連絡ください。

耳鼻咽喉科：竹内 万彦 (月曜日)、眼科：布目 貴康 (火曜日 9:30～11:00)、皮膚科：横山 智哉 (木曜日 9:00～11:00)

パブリックコメント(ご意見)募集

第3次伊賀市男女共同参画基本計画策定方針(案)

「伊賀市男女共同参画基本計画」は、男女共同参画社会の実現に向け、地域の実情に沿いながら、市が、市民や事業者などと協働で男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための計画です。

現在の第2次計画の計画期間が平成27年度までとなり、今年度に第3次計画の策定をすすめるにあたり、その策定方針などに関してパブリックコメントを募集します。

【募集内容】

第3次伊賀市男女共同参画基本計画策定方針(案)に対するご意見

【閲覧方法】

①市ホームページ ②人権政策・男女共同参画課(男女共同参画センター) ③各支所振興課 ④各地区市民センター

【提出方法】 住所・氏名・電話番号・件名を記入し、

【提出先・問い合わせ】 〒518-0873

伊賀市上野丸之内500番地 ハイTOPイ賀4階
伊賀市人権生活環境部人権政策・男女共同参画課

ご意見(「該当箇所」とそれに対する「意見内容」)を記載の上、郵送・ファックス・Eメール・持参のいずれかで提出してください。

※提出いただいたご意見・ご提案は計画策定の検討資料とし、後日とりまとめの上、市ホームページで公表します。

※個別の回答は行いません。

※いただいたご意見・ご提案は返却しません。

【提出期限】 5月14日(木) ※必着



☎ 22-9632 FAX 22-9666

✉ jinken-danjo@city.iga.lg.jp

※持参の場合は、各支所振興課でも受け付けます。

パブリックコメント(ご意見)募集

伊賀市地域公共交通網形成計画中間案

市では、「伊賀市交通計画」の計画期間が平成26年度末で満了したことに伴い、新たな市の交通政策全般の指針となる「伊賀市地域公共交通網形成計画」を策定しています。

この計画では、市内のバスや鉄道などの公共交通体系が市のまちづくりを支えるとともに、地域が創り、育む、地域に根ざした持続可能なものとなるよう、その基本方針や施策などについて明らかにしています。

これまでにまとめた計画の中間案に対し、市民の皆さんのご意見を募集します。

【募集内容】

伊賀市地域公共交通網形成計画中間案に対するご意見

【閲覧場所】

①市ホームページ ②総合政策課 ③各支所振興課 ④各地区市民センター

【提出方法】 住所・氏名・電話番号・件名を記入し、

【提出先・問い合わせ】

〒518-8501 伊賀市上野丸之内116番地
伊賀市企画振興部総合政策課

ご意見(「該当箇所」とそれに対する「意見内容」)を記載の上、郵送・ファックス・Eメール・持参のいずれかで提出してください。

※提出いただいたご意見は、計画策定の参考資料とし、市の考え方などと合わせて、市ホームページ、総合政策課、各支所振興課で公表します。

※個別の回答は行いません。

※いただいたご意見・ご提案は返却しません。

【提出期限】 5月7日(木) ※必着

◆タウンミーティング(意見交換会)を開催します

【とき】 4月26日(日) 午後1時30分～

【ところ】 ゆめぼりすセンター 2階大会議室

【内容】

「伊賀市地域公共交通網形成計画中間案について」
※どなたでも参加できます。申し込み不要。

☎ 22-9663 FAX 22-9672

✉ sougouseisaku@city.iga.lg.jp

※持参の場合は、各支所振興課でも受け付けます。

◆ 受給のためには申請が必要です

児童扶養手当・特別児童扶養手当

【問い合わせ】 こども家庭課 ☎22・9654 FAX22・9646

■ 児童扶養手当

父母の離婚などにより、父または母と生計を共にしていない児童を養育している家庭(ひとり親家庭)などの生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための制度です。

◆ 手当を受けられる人

次のいずれかの条件に当てはまる18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している父か母、父母にかわってその児童を養育している人

- ※児童の身体または精神に中程度以上の障がいがある場合は、20歳未満まで手当を受けられません。
- 父母が離婚した後、父または母と生計を同じくしていない児童
- 父か母が死亡した児童
- 父か母が重度の障がい(国民年金の障がい等級1級程度)にある児童
- 父か母の生死が明らかでない児童
- 父か母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- 父か母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- 父か母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- 母が婚姻せずに生まれた児童

○ 父母とも行方不明である児童

◆ 手当を受けられない人

- 児童が日本国内に住所がないとき
- 児童が、父か母の死亡について支給される公的年金を受けることができるとき*
- 児童が、父か母に支給される公的年金の加算の対象になっているとき*
- 児童が、労働基準法などの規定による遺族補償を受けることができるとき*
- 児童が、児童福祉施設などに入所しているか、里親に委託されているとき
- 児童が、父か母の配偶者(内縁関係を含む)に養育されているとき(父か母に障がいがある場合を除く。)
- 父・母または養育者が、日本国内に住所がないとき
- 父・母または養育者が、公的年金を受領することができるとき(国民年金法に基づく老齢福祉年金を除く。)

◆ 申請手続きに必要なもの

- ① 請求者と対象児童の戸籍謄本 ② 請求者と対象児童が含まれる世帯全員の写真 ③ 印鑑(スタンプ印不可) ④ 振込み先の預金通帳(請求者名義のもの) ⑤ 年金手帳
- ※その他書類が必要な場合があります。

※ 手当を受ける人または扶養義務者の所得が限度額を超えると手当が全部または一部停止になることがあります。

■ 特別児童扶養手当

身体や精神に障がいのある20歳未満の児童の福祉の増進を図るための制度です。

◆ 手当を受けられる人

- 身体や精神に障がいのある20歳未満の児童を養育している父か母、または父母にかわって児童を養育している人
- ・ 特別児童扶養手当1級
- 身体障害者手帳の判定がおおむね1・2級(内部的疾患含む。)程度に該当するもの
- 療育手帳の判定が最重度、重度程度の知的障がいである場合または同程度の精神障がいがある場合
- ・ 特別児童扶養手当2級
- 身体障害者手帳の判定がおおむね3級(内部的疾患含む。)程度に該当するもの
- 療育手帳の判定が中度程度の知的障がいである場合または同程度の精神障がいがある場合

◆ 手当を受けられない人

- 児童が、日本国内に住所がないとき
- 児童が、障がいを支給事由とする公的年金を受けることができるとき
- 児童福祉施設に入所しているとき
- 児童が、知的障害児施設・肢体不自由児施設への通所・母子生活支援施設に保護者と共に入所している場合、グループホームや医療機関に入所・入院している場合を除く。

○ 父・母または養育者が日本国内に住所がないとき

◆ 申請手続きに必要なもの

- ① 請求者と対象児童の戸籍謄本 ② 請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票(全部記載のもの) ③ 手当用診断書(身体障害者手帳や療育手帳を所持している場合は省略できることがあります。)
- ④ 印鑑(スタンプ印不可) ⑤ 振込み先の預金通帳(請求者名義のもの)

※ その他書類が必要な場合があります。
※ 手当を受ける人または扶養義務者の所得が限度額を超えると、手当が支給停止になります。

【手当の月額が改定されました】

「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」の一部改正によって、児童扶養手当と特別児童扶養手当が4月分以降、次のとおり月額2.4%引き上げられます。

■ 児童扶養手当

- 児童1人のとき
- 全部支給… 41,020円 ↓ 42,000円
- 一部支給… 41,010円 ~ 9,680円

↓ 41,990円 ~ 9,910円

- 児童2人のとき 5,000円加算
- 児童3人以上降のとき
- さらに3,000円ずつ加算

※ 所得金額によって全部支給・一部支給を決定します。

■ 特別児童扶養手当

- 1級… 49,900円 ↓ 51,100円
- 2級… 33,230円 ↓ 34,030円

◆ いざというときのために備えましょう

木造住宅にお住まいの皆さんへ

【問い合わせ】 建築住宅課 ☎43・23330 FAX43・23332

■木造住宅耐震診断受診者募集

木造住宅の地震への安全性を高め、地震に強いまちづくりをするため、木造住宅耐震診断の受診者を募集します。

【募集戸数】

70戸(予定)

【対象】

- 次のすべてを満たす住宅です。
- 昭和56年5月31日以前に建築(着工を含む)した木造住宅で、3階建て以下の住宅
- 専用住宅・共同住宅・長屋建住宅(居住者の承諾が必要)、併用住宅(延床面積の2分の1以上を住宅として使用しているもの)
- 市内に所在している住宅

○ 在来軸組構法(柱などの接合部を金物で止める一般的な構法)、伝統的構法(柱などを木組みによって建てる構法)、枠組壁(ツーバイフォーなど)構法の住宅

※丸太組構法(ログハウス)などは対象外

【診断方法】

電話で調査日時を調整の上、三重県



事業

○ 現に居住している、または居住が見込まれる住宅

【耐震補強設計の補助額】

1棟あたりの補強設計に要した経費の2/3(上限16万円)

【耐震補強の補助額】

上限132万円(①+②+③)

耐震補強設計事業で作成した補強計画に基づき改修工事

①1棟あたりの補強に要した経費の2/3(上限60万円)

②工事費用11.5%(上限41.1万円)

③上乗せ補助(30.9万円)

【リフォーム工事の補助額】

1棟あたりのリフォームに要する経費の1/3(上限40万円)

※木造住宅耐震補強工事と同時にを行い、市内に本店、支店、営業所がある建設業者が施工すること

【申込期限】

12月28日(月)

【申込方法】

建築住宅課または各支所振興課(上野支所を除く)にある申込用紙に必要事項を記入し、押印の上、郵送または持参で提出してください。

※事業着手までに、申し込みが必要

です。

※申込用紙は市ホームページからもダウンロードできます。

※現在の補助制度はこのまま継続することと確定していませんので、希望する人は、早期の実施をご検討ください。

■耐震改修促進税制の活用について

耐震改修促進税制とは、一定の要件に合う住宅の耐震改修を行うと納める税金が低額になる制度のことをいいます。

主な内容として、「固定資産税額の減額措置」と「所得税額の特別控除」があります。いずれの場合も、証明書を添付の上、申請が必要です。

※詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ】

○ 固定資産税額の減額措置について
課税課

☎22・9614 FAX22・9618

○ 所得税額の特別控除について
上野税務署 ☎21・0950



【申込先・問い合わせ】

〒518-1395
伊賀市馬場1128番地
伊賀市建設部建築住宅課
☎43・23330
FAX43・23332

お知らせ拡大版

お知らせ

催し

募集

子育て支援・無料相談

◆平成 29 年度から、伊賀線の事業形態を変更します

伊賀鉄道伊賀線は「公有民営方式」に

【問い合わせ】総合政策課
☎ 22-9663 FAX 22-9672

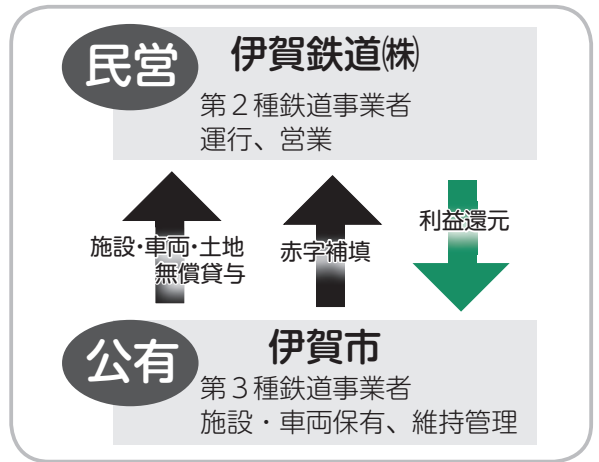


鉄道施設や車両などを自治体が保有、維持管理し、それらを鉄道運行事業者に無償で貸与して運行することを「公有民営方式」といいます。

現在の伊賀線は、近鉄㈱が鉄道施設などを保有し、伊賀鉄道㈱が運行を担っていますが、平成 29 年度から、近鉄㈱が保有している鉄道施設や車両を市に譲渡いただき、市がそれらを維持管理しながら伊賀鉄道㈱に無償貸与することで運行する「公有民営方式」に移行することが決まりました。また、これまで市と近鉄㈱で支援していた伊賀鉄道㈱の赤字について、移行後は市が負担することになります。

市のまちづくりにとって必要不可欠な伊賀線を維持継続していくため、市民の皆さん一人ひとりの積極的なご利用をお願いします。

◆公有民営方式 (平成 29 年度以降)



お知らせ お達者チェックを実施します

介護予防のためのお達者チェックシート（運動・栄養・物忘れなど 25 個の質問表）を用いて、あなたの元気度を判定します。

この調査の結果、生活機能の低下がみられた人には、介護予防教室をご案内します。

【対象者】 65 歳以上の人で、介護保険の認定（要支援・要介護）を受けていない人

【実施方法】

○対象者のうち、昭和 10 年 4 月 1 日から昭和 19 年 3 月 31 日までに生まれた人には、4 月中にお達者チェックシートを送付します。

※同封の返信用封筒にて 5 月 8 日(金)までに提出してください。

○そのほかの人は、広報いが市 6 月 1 日号に「お達者チェックシート」を掲載しますのでご利用ください。

【問い合わせ】 地域包括支援センター（愛称：中部にんにんサポート伊賀）☎ 26-1521 FAX 24-7511

献血のご案内

- 5月1日(金)
午前 10 時～ 11 時
伊賀支所
- 5月19日(火)
午前 10 時～ 11 時
青山公民館



お知らせ 伊賀市文化会館ホールの予約を停止します

伊賀市文化会館では、施設改修工事のため、次の期間の施設予約を停止させていただきます。ご利用をお考えの皆さんにはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

【予約停止施設】

伊賀市文化会館内 ホール

【休止予定期間】 平成 28 年 1 月 4 日(月)～ 3 月 4 日(金) (61 日間)

※ホール以外の施設は、通常どおり予約可能

【問い合わせ】 文化交流課

☎ 22-9621 FAX 22-9694

伊賀市文化会館 ☎ 24-7015

お知らせ 東日本大震災 被災地への義援金 受け入れ状況

【ご協力いただいた団体】 (敬称略)
検診センター

【義援金総額】 64,279,131 円
(平成 23 年 3 月 14 日～平成 27 年 3 月 26 日) ⇒日本赤十字社へ送金

※お寄せいただいた義援金は、日本赤十字社を通じて、被災された方々にお届けします。今後ともご協力をよろしくお願いいたします。

【義援金箱の設置場所】

本庁舎玄関ロビー・医療福祉政策課・各支所（上野支所を除く。）

【問い合わせ】 医療福祉政策課

☎ 26-3940 FAX 22-9673

お知らせ ゴールデンウィークの歯科診療

休日の急な歯の痛みや腫れなど、どうしても我慢できないときに次の歯科医院で午前 9 時から午後 5 時まで診察を受けることができますので、ご利用ください。

なお、受診する前には電話で確認してから、健康保険証などを忘れずに持って行きましょう。

○ 5 月 3 日(日祝)

和久田歯科医院 (平野城北町 113)
☎ 21-8241

○ 5 月 4 日(月祝)

稲浜歯科医院 (上野片原町 2773)
☎ 21-0383

○ 5 月 5 日(火祝)

山本歯科医院 (上野農人町 386-1)
☎ 21-0015

【問い合わせ】 医療福祉政策課

☎ 22-9705 FAX 22-9673



もっと知りたい!
伊賀のこと

毎月 1 問、伊賀に関するクイズを掲載します。

問題「芭蕉」の名は次のどれからつけた名前でしょうか?

- ①植物 ②動物 ③鉱物 ④星座
- (答えは 10 ページ)

お知らせ拡大版

お知らせ

催し

募集

子育て支援・無料相談

催し つつじ祭ウォーク

ゴールの余野公園では 15,000 本の美しいつつじと、当日開催される「つつじ祭」をお楽しみください。

【とき】 5月10日(日)

※小雨決行(つつじ祭が中止の場合は、ウォーク開催を中止します。)

【集合】 JR 柘植駅前

○集合・受付：午前9時40分

○出発：午前10時

○解散：午前11時30分頃(余野公園到着)

【コース】 JR 柘植駅 — 柘植家煉瓦塀 — 麗澤舎跡 — 都美恵神社 — 薬師寺 — 濱地城址 — 風の森社跡 — 余野公園(総距離約4km)

※余野公園から JR 柘植駅までは、ウォーク参加者専用のシャトルバスをご利用ください。

○JR 柘植駅へは公共交通機関でお越しください。

○歩きやすい服装で、水筒・敷物などをご持参ください。

○小学生以下は保護者同伴。

○中止の場合は当日午前7時に決定します。伊賀市商工会へご確認ください。

【問い合わせ】

伊賀市商工会 ☎ 45-2210

総合政策課

☎ 22-9663 FAX 22-9672

催し 伊賀線まつり 2015

【とき】 5月3日(日祝)

午前10時～午後4時

【ところ】 伊賀鉄道上野市車庫(上野市駅下車すぐ)

【内容】 ○軌道自転車：線路などの保守作業用として使われていた二人乗り自転車で、車庫線内(約70m)を走行。

○車両撮影会：車庫線に200系車両を留置し撮影。

○車掌体験(予約制)：伊賀鉄道の制服を着て、車内放送や車両の扉の開閉体験。

○伊賀線ジオラマ、鉄道模型コーナー：伊賀線のジオラマや模型の運転体験

○鉄道グッズの展示、販売(伊賀鉄道、近鉄ほか)

○ゆるキャラとふれあおう! など

【問い合わせ】

伊賀鉄道(株)上野市駅

☎ 21-3231

総合政策課

☎ 22-9663 FAX 22-9672

お知らせ 上野支所振興課

地域の振興業務の強化などのため上野支所振興課を4月から上野ふれあいプラザ2階に配置しました。住民自治協議会の支援や地区振興計画などを担当します。

上野地域にお住まいの人の窓口業務や相談業務などはこれまでと変わりなく本庁各課で担当します。

【問い合わせ】 上野支所振興課

☎ 22-9633 FAX 22-9694

催し がん患者と家族の方のおしゃべりサロン in 伊賀

【とき】 5月7日(木)

午後1時30分～3時30分

【ところ】 ハイトピア伊賀

4階ミーティングルーム

【対象者】 がん患者・家族など

※参加申し込み不要

【問い合わせ】

三重県がん相談支援センター

☎ 059-223-1616

健康推進課

☎ 22-9653 FAX 22-9666

催し 大山田温泉さるびの5月イベント情報

○川魚つかみ大会

【とき】 5月5日(火祝)

【ところ】 さるびの温泉敷地内

※詳細は、後日市ホームページでお知らせします。

○チンドン富都路公演

【とき】 5月9日(出)

【ところ】 さるびの温泉施設内

【内容】 歌謡曲、演歌、童謡、ポップス、ジャズなど

第1ステージ：午前11時～正午

第2ステージ：午後1時～2時

○毎月第4日曜日ワンコインデー

【とき】 5月24日(日)

【入浴料】 一般・高齢者：500円

※ 小人(400円)、身体障がい者(400円)、身体障がい児(200円)は通常料金です。

◆ゴールデンウィークの営業案内

5月5日(火祝)：営業日

5月7日(木)：振替休館日

【問い合わせ】

大山田温泉さるびの

☎ 48-0268 FAX 48-9811

大山田支所振興課

☎ 47-1150 FAX 46-1764

お知らせ “ゆめドームうえの”で健康づくり

【対象者】 中学生以上

◆トレーニング室

…午前9時～午後10時(火・土曜日は午後9時まで)

※利用は1回1人2時間以内

※午後5時以降の利用は3日前までに要予約(火・土曜日は除く。)

【料金】

○登録料：200円/年(4月1日～平成28年3月31日)

※初めて施設を利用する人は、登録講習会を受講してください。

○利用料：300円(中学生・高校生は150円)

※火・土曜日(午後1時～9時)は400円

◆フィットネス教室

…毎週火・土曜日 午後1時～9時

【料金】 1回1人400円

お得な11枚つづり4,000円回数券をゆめドームうえの受付で販売中<<エアロビクス>>

リズムカルな音楽に合わせた有酸素運動です。心肺機能の向上や脂肪燃焼に効果的です。

<<健康体操>>

体をしっかり動かしたり、のびしたり、リラックスして体力を身につけましょう。

○体力測定 …第2・4土曜日

10種類の測定を行い、その結果をもとに指導者がわかりやすく説明します。

※詳しい時間帯などはお問い合わせください。

【問い合わせ】

県立ゆめドームうえの

☎ 22-0590 FAX 22-0592

スポーツ振興課

☎ 22-9635 FAX 22-9666

お知らせ 特別障害者手当などの手当月額を引き上げます

4月分から次の手当月額を引上げます。各手当の受給者には別途お知らせします。

○特別障害者手当 26,000円⇒26,620円

○障害児福祉手当 14,140円⇒14,480円

○福祉手当(経過措置分) 14,140円⇒14,480円

【問い合わせ】 障がい福祉課

☎ 22-9656 FAX 22-9662

募集 総合計画審議会委員

これまで総合計画審議会では、市の将来像やまちづくりの基本理念などを示す「伊賀市総合計画」の策定について、調査・審議を行ってきました。平成27年度からは、総合計画の進行管理や評価、総合計画と相互に関連する自治基本条例の見直し検討などの調査・審議を行う役割を追加しました。新たな役割を追加した「伊賀市総合計画審議会」の委員を募集します。

【募集人数】 若干名

【応募資格】 ①市内在住の満20歳以上70歳未満の人、②市が設置する他の審議会やその他附属機関の委員でない人

【任期】 委嘱日から2年間

【報酬】 6,000円/日

※市の規定に基づく。

【応募方法】 作文「応募の動機」を、800字以内(A4横書き)にまとめ、住所・氏名・年齢・生年月日・性別・電話番号を記入の上、郵送・Eメール持参のいずれかで提出してください。

郵送の場合は封筒に朱書きで、Eメールの場合は題名に「総合計画審議会委員応募」と明記してください。

【応募期限】 5月7日(木) 必着

【選考方法】 作文審査(男女比や年齢などの構成比率なども考慮して決定します。)

選考結果は本人に通知します。

【応募先・問い合わせ】 〒518-8501

伊賀市上野丸之内116

伊賀市企画振興部総合政策課

☎ 22-9620

☉ sougouseisaku@city.iga.lg.jp

募集 伊賀市消防団女性消防団員

大切な人・まちを守りませんか。入団を希望する人はご連絡ください。

【主な活動】

- 地域住民への応急手当指導
- 消防団が行う主要行事への参加
- 防火防災に関する広報、啓発活動など
- ※消火活動には従事しません。

【入団資格】

市内居住で満18歳以上の女性

【処遇など】 ○特別職の地方公務員

○年報酬、出勤手当

○公務員災害補償

○退職報償金 など

【問い合わせ】 消防本部消防救急課

☎ 24-9115 FAX 24-9111

募集 学習支援教室「ささゆり」参加者募集

外国につながりをもつ子どもたちの学習を支援する教室を開き、ボランティアスタッフが日本語で教科学習を支援しています。参加を希望する人はお気軽にお越しください。

【とき】 毎週土曜日(祝日を除く。)午後2時~4時

【ところ】 上野ふれあいプラザ 3階

【対象者】 外国につながりをもつ小学校3年~中学校3年までの児童・生徒、中学校を卒業し高校進学をめざす人

【参加費】 1回200円(プリント代)

◆「ささゆり教室」ボランティアスタッフ募集(随時募集)

【活動時間】 毎週土曜日(祝日を除く。)午後1時45分~4時

【活動条件】 高校生以上、資格や経験は問いません。

※市内在勤の教職員を除く。

【申込先・問い合わせ】

伊賀市国際交流協会 ☎ 22-9629

市民生活課

☎ 22-9702 FAX 22-9641

募集 移住促進のための空き家リノベーション支援事業

県外から移住する人が、市内に存在する空き家住宅・空き建築物を、住宅(店舗併用住宅などを含む。)として使用するために必要な改修費用に対して補助を行います。

※耐震性が不足している場合は、耐震性の確保が必要です。

【対象者】 移住者(三重県内に居住したことがない人)

【補助額】 1件あたり対象事業費の2/3以内(上限200万円)

【申込期限】 12月28日(月)

【申込方法】

建築住宅課にある申込用紙に必要な事項を記入し、押印の上、ご提出ください。

※事業着手までに申し込みが必要

※昭和56年5月以前に着工した木造住宅であれば、あわせて木造住宅耐震補強事業費などの補助制度の対象とすることができます。

※詳しくは、お問い合わせください。

【申込先・問い合わせ】 〒518-1395

伊賀市馬場1128番地

伊賀市建設部建築住宅課

☎ 43-2330 FAX 43-2332

募集 第8回輝け!いがっ子フォトコンテスト

“伊賀の子どもたち=いがっ子”の日常の姿をお送りください。

【応募資格】 市内在住・在勤・在学の人

【応募規定】

①カラー・モノクロ、サイズは2L(127×178)以上4つ切り(254×305)まで、未発表作品のもの

②写真の裏面に、題名・撮影年月日・住所・氏名(ふりがな)・電話番号、児童生徒の場合は学校名・学年をご記入ください。

【応募期間】 4月13日(月)~6月5日(金)

【表彰】 最優秀賞1点(賞状・副賞5,000円相当)、優秀賞2点(賞状・副賞3,000円相当)、入賞10点(賞状・副賞1,000円相当)

【審査・発表】 青少年育成市民連絡会議役員と写真の専門家により審査し、直接本人に通知します。

※使用する被写体・著作物の肖像権、著作権などは、応募者の責任で全ての被写体・原著作者などの使用許諾承認を得た上で応募してください。

※応募作品はいがっ子憲章のPRのほか、広報活動に使用するにあたっては、撮影者の氏名・住所表示(町名までの表示)を行います。また児童・生徒の場合は学校名・学年の表示を行います。

【応募先・問い合わせ】 生涯学習課

☎ 22-9679 FAX 22-9692

◆新任の人権擁護委員さん

○中森 淳子さん(小田町104)

○大藪 勢津子さん(東谷42)

人権の大切さを広めるための啓発活動や、人権相談、人権侵害の未然防止などに取り組んでいただきます。

【問い合わせ】

人権政策・男女共同参画課

☎ 47-1286 FAX 47-1288

津地方法務局伊賀支局

☎ 21-0804 FAX 21-1891

8ページの答え/①植物

門人の季下から贈られた庭の植物。バショウがよく茂ったことから草庵が芭蕉庵と名づけられ、俳号も「芭蕉」と名乗るようになりました。

※設問と回答は「伊賀学検定370問ドリル」(上野商工会議所発行・伊賀学検定実施委員会編集)から抜粋

赤ちゃんの健診と相談（5月分）

健診・相談名	健診・相談日	時間	場所	対象・内容など
1歳6カ月児健診	5月19日（火）	午後0時50分～2時30分	伊賀市保健センター （ハイトピア伊賀 4階）	身体計測、内科・歯科健診、歯の相談、 栄養相談、育児相談など ※対象児には、1歳6カ月児健診は 1歳9カ月ごろ、3歳児健診は3 歳9カ月ごろまでに通知します。 母子健康手帳をご持参ください。
3歳児健診 （3歳6カ月児）	5月12日（火） 5月28日（木）	午後0時50分～2時30分 午後0時50分～2時30分		
乳幼児相談	5月7日（木）	午前10時～11時 午後1時30分～2時30分	伊賀市保健センター	育児相談・栄養相談 ※母子健康手帳をご持参ください。 【問い合わせ】 健康推進課 ☎22-9653 青山保健センター ☎52-2280 いがまち保健福祉センター☎45-1016
	5月13日（水）	午前10時～11時30分	阿山保健福祉センター	
	5月19日（火）	午前10時～11時30分	大山田保健センター	
	5月20日（水）	午前10時～11時30分	いがまち保健福祉センター 青山子育て支援センター	

子育て支援のための教室・遊び場の開放（5月分）（対象者：乳幼児と保護者）

食育運動教室「げんきっず」	5月21日（木）	午前10時～11時	伊賀市保健センター（ハイトピア伊賀 4階） ☎22-9653
0歳児サロン	5月7日（木）	午後2時～3時	

施設名	遊びの教室	遊び場の開放
曙保育園『すくすくらんど』 曙保育園内 （上野徳居町 3272-2 ☎21-7393）	① 11日（月）・12日（火）・18日（月）・19日（火）・25日（月）・26日（火） *すべて午前10時～ 【すくすくひろば・誕生会・育児講話】 ② 13日（水）・16日（土）・20日（水）・22日（金）・29日（金） 【本とおもちゃルームぐるんぱ】 *すべて午前10時～・午後1時30分～ *すべて利用料1回100円（実費を徴収する場合があります。）	月～金曜日 午前10時～午後3時 *事前にお電話ください。
ゆめが丘保育所『おひさま広場』 ゆめが丘保育所内 （ゆめが丘 5-14-1 ☎22-9955）	22日（金） 午前9時45分～ 【開所式】 *利用料100円（実費を徴収する場合があります。）	月～金曜日 午前10時～午後3時
森川病院『エンジェル』 森川病院内 （上野忍町 2516-7 ☎21-2425）	① 11日（月）（4～9カ月）・18日（月）（10カ月～1歳半） 【エンジェルサークル】 みんなで楽しくお遊び会 * 予約制 ② 25日（月） 【赤ちゃんなんでも相談・発育測定】 ③ 8日（金） 【離乳食教室】 （4～5カ月くらい） * 予約制 *①～③：午後2時～ ④ 7日（木）・21日（木）（3カ月～ハイハイするまで） 14日（木）・28日（木）（ハイハイ～11カ月） 午後1時～ 【ベビーマッサージ】 * 予約制（毎月1回まで）	月・水・金・土・日曜日 正午～午後5時 *事前にお電話ください。
子育て包括支援センター ハイトピア伊賀4階 （上野丸之内 500 ☎22-9665）	① 15日（金） 午前10時～ * 予約制 【食育教室もぐもぐ】 季節の野菜を使った簡単クッキング ② 25日（月） 午前10時30分～（小田地区市民センター） 【キラキラ出前講座】 親子ふれあいあそび ③ 29日（金） 午後2時～ 【キラキラ Baby】 口の中の衛生について	月～金曜日、第3土曜日 午前9時～午後5時
いがまち子育て支援センター いがまち保健福祉センター内 （愛田 513 ☎45-1015）	① 21日（木） 午前10時30分～ 【おはなしひろば “わくわく”】 ② 25日（月） 午前10時15分～ 【誕生会】 5月生まれのおともだち	月～金曜日 午前9時～午後5時
島ヶ原子育て支援センター 島ヶ原地区市民センター併設 （島ヶ原 4696-9 ☎59-9060）	26日（火） 午前10時～ 【わくわくひろば】 親子で体を動かそう	月～金曜日 午前9時～午後5時
あやま子育て支援センター 阿山保健福祉センター内 （馬場 1128-1 ☎43-2166）	27日（水） 午前10時30分～ 【みんな集まれ！】 手あそび・読み聞かせ	火～土曜日 午前9時～午後5時
大山田子育て支援センター 大山田保育園内 （平田 7 ☎47-0088）	① 8日（金） 【おたのしみひろば】 げんきっこあつまれ ② 12日（火） 【子育てひろば】 お口の衛生教室 ③ 29日（金） 【えほんのひろば】 読み聞かせなど *すべて午前10時～	月～金曜日 午前9時～午後5時
青山子育て支援センター さくら保育園併設 （阿保 1152 ☎53-0711）	① 14日（木） 午前10時30分～ 【おともだちあつまれ！】 （妊婦と0～1歳） ② 21日（木） 午前10時30分～ 【おともだちあつまれ！】 （2歳以上）	火～土曜日 午前9時～午後5時

※参加するときの持ち物などは事前に各支援センターへお問い合わせください。

【問い合わせ】 子育て包括支援センター（こども家庭課内） ☎22-9665 FAX 22-9666

5月の無料相談

市では、市民の皆さんの暮らしのいろいろな問題や悩みごとについて相談を行っています。利用できるのは、市内在住・在勤・在学の人で、相談はすべて無料です。秘密は固く守ります。どうぞ、お気軽にご利用ください。

伊賀市の人口・世帯数

(平成27年3月31日現在)

人口 95,066人

(男)46,299人 (女)48,767人

世帯数 39,217世帯

法律・行政・人権相談

相談名	相談日	時間	場所	問い合わせ
法律相談(弁護士) *予約制	5月14日(木)	13:00~16:00	上野ふれあいプラザ3階相談室	市民生活課(☎22-9638) ※受付開始(5/7午前8時30分~) ※先着10人
	5月26日(火)	13:30~16:00	青山福祉センター相談室	青山支所住民福祉課(☎52-3227) ※受付開始(5/19午前8時30分~) ※先着8人
女性法律相談 *予約制	5月13日(水)	13:00~16:00	ハイトピア伊賀4階相談室	男女共同参画センター(人権政策・男女共同参画課内)(☎22-9632) ※受付期間(4/20~5/8)
行政相談(行政相談委員) *国や特殊法人などの仕事について苦情や意見をお伺いします。	5月1日(金)	13:30~16:00	阿山多目的集会施設	阿山支所住民福祉課(☎43-0333)
	5月12日(火)	13:30~16:00	西柘植地区市民センター和室	伊賀支所住民福祉課(☎45-9104)
	5月13日(水)	13:30~16:00	市民生活課	市民生活課(☎22-9638) ※随時受付 *予約優先
	5月28日(木)	13:30~16:00	青山福祉センター相談室	青山支所住民福祉課(☎52-3227)
人権相談(人権擁護委員)	5月1日(金)	13:30~16:00	阿山多目的集会施設	阿山支所振興課(☎43-1543)
	5月8日(金)	9:00~12:00	青山福祉センター	青山支所振興課(☎52-1115)
人権相談	月~金曜日(祝日除く)	8:30~17:15	津地方法務局伊賀支局	津地方法務局伊賀支局 (☎0570-003-110)

その他各種相談

相談名	相談日	時間	場所	問い合わせ
消費生活相談	月~金曜日(祝日除く)	9:00~16:00	市民生活課、各支所住民福祉課	市民生活課 消費生活相談専用ダイヤル(☎22-9626)
サラ金・クレジット問題相談 *予約制	5月28日(木)	13:00~16:00	上野ふれあいプラザ3階相談室	市民生活課(☎22-9638) ※先着4人
交通事故相談*予約制	5月21日(木)	13:30~15:30	上野ふれあいプラザ3階相談室	市民生活課(☎22-9638) ※受付期限(5/19) ※先着4人
社会保険出張相談(年金相談)	5月15日(金)	10:00~15:00	ハイトピア伊賀3階	上野商工会議所(☎21-0527)
緑(園芸)の相談	5月11日(月)	13:30~16:00	本庁舎玄関ロビー	都市計画課(☎43-2315)
外国人のための行政書士相談 *予約制	5月7日(木)	13:00~16:00	市民生活課	市民生活課(☎22-9702) ※先着4人
こころの健康相談*予約制	5月27日(水)	14:00~17:00	三重県伊賀庁舎1階成人相談室	伊賀保健所(☎24-8076)
健康相談	5月22日(金)	10:00~11:00	ハイトピア伊賀4階健康ステーション	健康推進課(☎22-9653)
高齢者の総合相談	月~金曜日(祝日除く)	8:30~17:15	地域包括支援センター 中部(本庁舎1階) 東部(いがまち保健福祉センター内) 南部(青山保健センター内)	地域包括支援センター 中部(☎26-1521・FAX24-7511) 東部(☎45-1016・FAX45-1055) 南部(☎52-2715・FAX52-2281)
こどもの発達相談	月~金曜日(祝日除く)	8:30~17:15	こども発達支援センター(福祉相談調整課内)	こども発達支援センター (☎22-9627・FAX22-9674)
障がい者の総合相談	月~金曜日(祝日除く)	8:30~17:15	障がい者相談支援センター(福祉相談調整課内)	障がい者相談支援センター (☎26-7725・FAX22-9674)
高齢者の就業相談	5月7日(木)	13:30~15:00	下郡市民館	シルバー人材センター (☎24-5800)
	*予約制 5月21日(木)	13:30~15:00	伊賀市シルバーワークプラザ(西明寺2782-92)	シルバー人材センター (☎24-5800)
若者の就業相談*予約優先	月~金曜日(祝日除く)	8:30~17:15	伊賀市社会福祉協議会(上野ふれあいプラザ3階)	いが若者サポートステーション (☎22-0039)
女性相談*予約優先	月~金曜日(祝日除く)	9:00~16:00	福祉相談調整課	福祉相談調整課 (☎22-9609・FAX22-9674)
家庭児童相談*予約優先				
母子・父子自立相談*予約優先				
ふれあい相談(教育相談)	火~金曜日(祝日除く)	9:00~16:00	伊賀市教育研究センター	伊賀市教育研究センター (☎21-8839)
青少年相談	月~金曜日(祝日除く)	9:00~16:00	青少年センター(上野ふれあいプラザ3階)	青少年センター(☎24-3251)